

[事案 2022-53] 損害賠償請求

・令和4年12月16日 和解成立

<事案の概要>

約款上の支払事由に該当しないことを理由に、先進医療給付金が支払われなかったことを不服として、医療費相当額の損害賠償を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和3年10月よりデュピクセント注射による治療を開始したため、平成30年10月に契約した組立型保険（鼻について3年間部位不担保の特別条件付）の先進医療保障特約にもとづき先進医療給付金を請求したところ、約款上の支払事由に該当しないとして、先進医療給付金が支払われなかった。しかし、以下等の理由により、令和3年10月から令和4年10月までの医療費相当額を損害賠償してほしい。

- (1) 募集人に、デュピクセント注射による治療を開始した場合、先進医療給付金の支払対象となるかを質問したところ、令和3年10月以降であれば支払対象となる旨の回答を受けたため、治療を開始した。
- (2) デュピクセント注射による治療は、一度始めると1年から2年は止めることができない。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、和解による解決を提案する。

- (1) 募集人は、申立人から、デュピクセント注射による治療が先進医療給付金の支払対象に該当するかという具体的な質問は受けていないが、給付金の支払可否について照会（「鼻に注射をする」と聞いた）を受けた際、特別条件の不担保期間が満了する令和3年10月以降であれば給付金の支払いが可能と回答した。
- (2) 募集人は、本治療が先進医療給付金の支払事由に該当するか否かについての具体的な質問は受けていなかったとしても、本治療の内容を認識していたため、本治療が先進医療に該当するかを適切に確認していれば、先進医療給付金の支払対象外であることに気付けたはずであり、上記(1)の回答は誤説明にあたると思われる。
- (3) しかし、当社で調べた限り、本治療が途中で中断できないという事実は確認できず、状況によっては一時中断、再開も可能であるとされている。このため、本治療が先進医療給付金の支払対象とはならないことを申立人に伝えた令和3年11月以降の治療は、募集人の誤説明と因果関係がないため、同日までに要した治療費を損害として捉え、和解金の支払いを提案する。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人に対する説明の経緯を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、以下の理由により、和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 保険会社が提案する金額を超えた医療費相当額の賠償を認めることはできないが、募集人の誤説明により、申立人が医療費相当額の支払いを受けることができるとの期待を抱いた

ことはよく理解でき、いわば期待権の侵害は認められる可能性が高い。